

天寶末以前に於ける唐の軍糧田

—「天寶末以前に於ける唐の軍糧政策」の第二—

日 野 開 三 郎

軍糧生産の爲に軍が管理經營していた田には屯田と營田とがあった。ここに云う屯田とは軍兵が軍務の傍に耕作し、時には役丁傭夫を併せ使用するも、その全收穫を軍に

もので、ここに先ずその學惠に厚く感謝の意を表しておく。

一 鎮戍・鎮守制と屯田

唐初の邊防常備軍は鎮・戍と都護府護衛の鎮守とであつた。行軍は戰時編成の野戰軍團で、邊防上に極めて重大な役割を果してはいたが、定駐をたてまゑとする常備軍ではない。唐初の常備軍はこうした邊防配置のものを主とし、國內治安の爲のものは首都の禁軍を除く外、殆んど云うに足るほどのものは無かつた。行軍は行動作戰部隊として軍糧田を經營する筈なく、在京の禁軍も亦軍糧田を經營した形迹は無い。然し鎮戍・鎮守の兵團には軍糧田の經營が軍糧補給の最大手段として最も重要な意義を有していた様である。

軍糧生産の爲に軍が管理經營していた田には屯田と營田とがあった。ここに云う屯田とは軍兵が軍務の傍に耕作し、時には役丁傭夫を併せ使用するも、その全收穫を軍に收める田であり、これと區別せられた營田とは農民をして小作方式に準じて耕作せしめる田である。但し唐代の文獻に使用せられている屯田・營田には未だ此の區別が確立されておらず、屯田・營田共に或は屯田を指し、或は營田を意味し、或は又双方を併せ含めていたので、史料に見える兩用語の實體はその都度検討する必要がある。屯田と營田とを區別して使用する本稿では此の双方を總括する用語として軍糧田の語を用いる。唐代の軍糧田に就いては既に青山教授の「唐代の屯田と營田」と題する精緻な力作があり、¹⁾ 本稿はその誘掖を受けつつその殘香剩馥を摺集した

(1) 鎮戍と屯田

文獻通考^{卷七}田賦考・屯田・開元二十五年の詔に

鎮戍地可耕者。人給十畝以供糧。方春令屯官巡行。謫

作不時者。

とあって、鎮戍の兵には原則として十畝の地を耕作せしめ、軍糧に供せしめたと云う。一畝の平均收粟量は最低一石程度であるから、十畝の收穫は大體十石餘りであったこととなり、又兵士の基準日食量は米二升、一年にして七石二斗、従つて粟に換算して十二石となるから、十畝の給地自耕は鎮戍の軍糧を屯田によつて略々自給自足せしめるためであつたことを示す。次に唐律疏議^{卷六}擅興律疏議所引の軍防令に

諸防人。在防守固之外。各量防人多少。於當處側近給空闲地。逐水陸所宜。勘酌營種并雜蔬菜。以糧貯及充防人等食。此非征役不責全功。自須苦樂均平。

とあって、防人に對し給地自耕せしめ、主食の外に蔬菜をも栽培し、自給の外、貯藏にも充てしめている。防人は府兵上番の鎮戍兵員であるが、鎮戍には防人の外に兵募差遣の丁防も居た。右の軍防令は防人を主たる對象に置いてい

るが、勿論、丁防にもそのまま適用せられていたに相違あるまい。唐令拾遺に依れば此れ亦開元二十五年令であるという。馬糧に就いての所傳は未見であるが、六典に苜蓿栽培の屯田に關する規定が記されているから、⁽⁹⁾騎兵をもつ鎮戍では馬糧用の屯田をも營んでいたと解すべきであらう。

六典^{卷三}戶部・倉部郎中員外郎の項に

衛士防人以上、征行若在鎮及番還。並給身糧。

とあって、鎮戍の防人、従つて當然丁防も、衛士と共に、就役中及び番還の際の食糧は國家が支給することを保證しているが、就役中の食糧支給の實態は彼等兵士の自耕自給に俟つ空闲地の給付にすぎなかつたのである。唐令拾遺に依れば、これは開元七年令であるという。以上、鎮戍の屯田自給に關する規定は何れも開元令で、特に前二者は二十五年令であるが、開元二十五年は長征健兒を邊防兵の核心とする方針が確立せられた年であり、府兵はそれよりも前の開元十三年に新徵募がやめられてから年々減少の一途を辿つて來ており、又邊防の中心的な役割も軍鎮に移行して鎮戍は減少しつつあつたのであるから、鎮戍や防人の屯田規定が此の時代になつて新に設けられたとは考え難く、恐

らくそれ以前の令を繼承修補したものであろう。屯田による鎮戍の軍糧自給方針は鎮戍制の制定以來うけつがれたものと想われる。

鎮は數百人、戍は數十人の小軍團であるから、一兵十畝として各鎮戍個々の屯田面積を考えれば必ずしも廣大であったとは云えない。開元の規定に従い、上鎮五百人より下戍三十人以下として計算すれば、一鎮戍の屯田面積は五十頃以下二三頃程度となる。然も鎮は少く、戍が多かった。

然し鎮戍の總數は頗る多く、貞觀時代には千を越え、開元・天寶時代には半減していたとは云え、尙約六百近くを數えていた。⁽⁴⁾ 屯田が原則通りに行われていたとすれば、邊境地帯に千乃至五六百箇所も散在していたことになる。又貞觀の鎮戍兵總數を十餘萬、開元・天寶時代を約五萬とすれば、屯田總面積は一萬乃至五千頃に達する。果して此の計算通りに原則が完遂せられていたとは斷言し難いにしても、屯田が數百乃至千餘箇所に散在し、その面積總計が數千乃至萬餘頃に達し、五萬乃至十數萬と推定せられる鎮戍兵馬の軍糧自給體制が施かれていたことは大勢的に充分認められ、總觀すれば屯田が極めて重要な軍糧政策となつて

いたと云うことが出来る。

(2) 鎮守と屯田

鎮守は都護府や特別邊要の都督府に配駐せられていた數千乃至萬を超える大兵團である。概ね異民族の住域に位置し、然もそれらの異民族は必ずしも農耕民でなかったのだ、軍糧は多く屯田自給しなければならなかった。舊唐書卷八 劉仁軌傳に百濟の滅亡（龍朔三年＝六六三）後ここに鎮守した彼の活躍を述べて

詔。留仁軌勒兵鎮守。於是漸營屯田積糧撫士。云云。

とあり、又同書⁽⁵⁾ 卷八五 李素立傳に

太宗於其地置翰海都護府以統之、以素立爲翰海都護。略中

爲建立廩舍。開置屯田。

とあり、陳伯玉文集⁽⁶⁾ 卷四 爲喬補闕論突厥表に

伏見去月日勅。令同城權置安北都護府。略中 臣比住同城周

觀其地利。略中 今居延海澤接張掖河中間。堪營田處數百

千頃。水草畜牧供巨萬。又甘州諸屯犬牙相接。見所蓄粟

麥積數十萬。田因水利。種無不收。運到同城甚省功費。

とある等は都督府・都護府下の鎮守の屯田の例である。漢民族の絶少地域におかれたものであるから、右の屯田は何

れも屯兵自耕の屯田と解せられる。然も此れらの地域に内地から糧米を絶えず送り続けることは事實上不可能であるから、屯田はその收穫を以て自足し得る規模に於いて行われていたと見る可きである。

(3) その他の唐初の屯田

冊府元龜^{卷五}○三 邦計部・屯田の項を見るに、高祖から太宗の貞觀初年にかけて相當大規模な屯田の例が若干傳えられており、それらは鎮戍・鎮守の屯田とは著しく性格を異にしていた様に思われる。先ずそれらの屯田例を表示する。勿論、この表は此の期間の主要屯田を悉く網羅しているものではなく、舊唐書^{卷六}○河間王孝恭傳に、彼が高祖のとき荊州大總管として屯田を開置したとあるは、表記以外にも

高祖・太宗時代屯田例（據冊府元龜・屯田條）

時代	位置	記	事
高祖 武德四年	并州	多置屯田。歲致數十萬石。以省餽運。	
同 六年	同	益置屯田。	
太宗 武德年間	松州	度姜胡終爲後患。於松州置屯田。以備後學。	
太宗 貞觀初年	朔州	廣營屯田歲致數十萬石。邊糧益饒。及遇儉。勸百姓相贖。遂免饑餓。	
同	代州	表請屯田。以省轉運。 ⁽⁷⁾	

大屯田のあったことを示す一例である。然し此の表によって貞觀初年迄のいわゆる創業期の屯田に就いてその大様を窺うことが出来る。先ず第一に指摘すべきは、創業期にかなり見られるこの様な大規模屯田の記事が貞觀初年以後は殆んど見られなくなっていることである。次にこれらの屯田例は多く對外防禦の爲のもので邊州に置かれてはいるが（荊州は例外）、漢人地帯を離れてはいないことである。第三はこれらの屯田は屯兵自耕の屯田であったとは断定し難いことである。或は一旦兵を引揚げるとに當り再擧の日に備えてその他に屯田を置いたといい（松州）、或は屯田の饒な收穫によって饑饉に百姓相助けるを得たといっている（朔州）のは、屯田の耕作者が屯兵ではなく、農民であったことを想わしめる。創業期の兵は隋末唐初の混亂期に戰場を久しく馳驅し來ったもので、未だ府兵制以前の彼等が、國內に屯駐し乍ら附近の農民を驅役することなく自ら耕作に汗する堅實な兵士であったとは想われない。屯田の名を以て呼ばれてはいるが、その實體は農民の勞力を驅使しての軍糧田であったのであろう。こうした屯田が府兵制の整えられた貞觀の初め頃までで姿を消しているのは、そ

れが創業期の應急對策としての意義をもったに止まり、府兵制の制定とそれに伴う鎮戍制の成立普及と共に、先に述べた兵士自耕の屯田制の中に吸収せられて行ったことを示すものと云えよう。尙これら國初の大規模屯田が轉運の煩勞を避ける爲に行われたとあるのは、屯田振興の要請が長路漕運の勞費を省く上から生れて來たものであることを示し、延いては邊境以遠の屯兵は軍糧田の經營を伴ねばならなかったことをも示しているものと見る事が出来る。

(4) 鎮戍・鎮守制の後退と屯田

唐の邊防常備體制は兵制の確立を見た貞觀の初め頃に整えられ、鎮戍・鎮守制がその中心となり、その屯兵を構成していたのは府兵の防人と兵募の丁防とであった。その糧食を支えていたのは屯田で、租粟ではない。それは長路漕運の勞費をさける爲に要請せられた軍糧政策で、兵士は自ら耕作すべき定量を割付けられていた。鎮戍の總數は多かったが、軍團としての個々の規模は小さかったので、屯田の個々の經營規模も小さく、只それが邊境に千餘も散在していた所に此の時代の屯田の特色があったと云える。大規模な軍糧田は寧ろ唐初創業期に於いて邊要地に若干の設置

を見たが、それらは貞觀の初め頃から鎮戍制の中に吸収解消せられて行った。但し異民族の住域奥深い地點におかれた大兵團鎮守の屯田は當然大規模であったと考えられる。この様な屯田制の盛衰が鎮戍・鎮守制の盛衰に支配せらる可きものであったことは自ら明かである。

唐の對外絕對優勢は高宗の中頃から崩れ初め、鎮守は都護府と共に次第に國境線近くに引揚げられ、それと共に邊防の常備體制も巨大な軍團、即ち軍・城・守捉・鎮守等の所謂軍鎮中心に移行し、鎮戍の役割はそれに従って低下した。小軍團の鎮戍は大敵侵入の前には無力であったが、尙燧候的な役割を保ち、従って全廢せられることは無かったが、貞觀の千餘に對し、天寶年間には半減の五百餘に整理せられ、それに伴って兵數も大體半減せられていたと考えられる。天寶の鎮戍兵員を大約五萬とすれば、一人十畝の割付けによる屯田總面積は五千頃程度、その糧粟の收量は五六十萬石にすぎない。一方、大軍鎮にはそれに相應する軍糧田の添設が推進せられ、武后時代の河源軍の如きは一軍團で五千頃にも及び、軍糧政策の重心は全く軍鎮に移行していたと云える。鎮戍より軍鎮への邊防體制の移行は

兵制をも大きく推移せしめた。即ち府兵は開元十三年から新徴がやめられ、従つてその後の府兵は年々減少老弱化し、天寶の初めには四十歳以上の老兵のみとなつていた。それに代つて發展したのはやはり民兵の團練（團結・土團・土鎮）兵である。又邊防軍の最重要構成要素をなしていた兵募も開元二十五年に職業兵士たる長征健兒に切換えられた。軍兵の主力は職業兵たる健兒となり、屯耕に適する農民兵の鎮戍差遣は減少絶滅の「途を辿つていたのである。先に述べた如く、鎮戍の屯兵に每人十畝の耕作を割付けた開元二十五年令は、この様に鎮戍の衰滅、兵員數の激減、兵士の性格的變化が最も著しかった時代に出されたもので、明かに時勢逆行の觀がある。恐らく開元二十五年の十畝自耕令は今後に於ける指針を示したのではなく、それ迄行われて來た祖法の申覆にすぎず、然もその實行に就いては必ずしも期待していなかつたものであろう。同じく實行性のない均田令が此の年に申ねられており、又同じ此の頃に無慮數萬頃に及ぶ軍鎮の屯田が營田に切換えられている事實等を併せ考へるに、⁽⁶⁾開元二十五年の十畝自耕令は恐らく現實性をあまり期待しない祖法の申覆に相違なく、從

つて此の令は開元二十五年當時よりも寧ろ鎮戍制盛時の研究史料として活用すべきものと想われる。

二 軍鎮と軍糧田

平常鎮戍、非常時行軍を以てする邊防體制は高宗の晩年に至つて破綻し、それに代る新邊防體制として巨大な軍團を配する軍鎮制が登場した。軍鎮を邊防常備軍の核心とする方針が打出されたのは高宗の儀鳳二年（六七七）で、河源・洮河（臨洮と更名）・漠門・積石等、突厥・吐蕃の兩脅威を最も強く受ける隴右方面の諸軍が此の時先ず設置せられ、爾後則天武后の末年（七〇五）迄に東北は河北より西北は安西に至る邊境一帯に數十の軍鎮の布列を見、此の趨勢は時に促滯し乍らも安史の亂の勃發する天寶末年（七五五）迄續いていた。これら多數の軍鎮の地區的統合司令官として諸軍州大使・防禦大使・經略大使等が生れ、やがて睿宗の時に節度使が生れ、玄宗の開元十年頃迄に節度使の軍鎮分統の體制がほぼ出來上つた。軍鎮制の邊防は節度使制の完備によつて完成確立したと云える。

(1) 軍糧田の緊要性

軍鎮の中には劔南・河北や河東の一部の如く比近の地に

有力な農産地を控えていたものもあったが、それらは全體から見れば數少なく、大部分は僻遠遼荒の軍事的要地に置かれ、殊に安西・北庭・河西・朔方・隴右・平盧等の諸節度使の管下に入った諸軍鎮は編民稀少又は絶無に近い絶域におかれたものが多く、然もそれらは常在戦場の緊張を強く要求せられていた。突厥・吐蕃の強敵を控えてかかる絶域におかれる軍團は當然巨大なものでなければならなかつ

天寶元年一萬人以上軍鎮表

備考	軍鎮名										所 在	所屬	兵 員 數	軍 馬 數
	成都團結營	靜塞軍	武威軍	經略軍	平盧軍	天平軍	經略軍	鎮西軍	安人軍	臨洮軍				
○印は會府牙軍	○成都城内	○荊州城内	○檀州城内	○幽州城内	○營州城内	○太原城内	○靈州城内	○河州城内	○鄯州管内	○鄯州城内	○涼州城内	○北庭城内		
	劍南	同	同	范陽	平盧	太原	朔方	同	同	隴右	河西	北庭	人	
	一二、〇〇〇	一六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、七〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	三三、〇〇〇	一二、〇〇〇		
	一、八〇〇	五〇〇	三〇〇	五、四〇〇	四、二〇〇	五、五〇〇	三、〇〇〇	不記	三五〇	八、〇〇〇	一三、〇〇〇	四、二〇〇	匹	

た。天寶元年の統計により嶺南を除く九節度使管下の兵員一萬以上の軍鎮を拾い出して表示するに、上掲の如く十指を越え⁽⁹⁾、安西以外の八藩の牙軍はすべて一萬を越えている。一萬以下五千人以上のものに至っては夥しい數に上る。然もこうした規模は玄宗時代に入つて擴大せられた結果では無い。玄宗時代は軍鎮數の著増布列の結果、それら相互の協力によつて比較的少人數の軍團を以てするも効力を有ち得る場合が多くなり、一、二千人程度の小軍鎮をかなり生ずると共に、大軍鎮の或る者は兵員を削られたらしく、一軍鎮個々の規模に就いて云えば、軍鎮の數が少く獨力で戦わねばならないことの多かつた當初のものが概して巨大であつた様である。

軍鎮の配備地點は戰略的な條件によつて決せられるので、要衝地帯に集中する傾向があつた。突厥・吐蕃の兩最大勢力が南北から迫つていた朔方・隴右・河西諸藩の各會府たる靈・鄯・涼三州はそうした軍鎮集中の最も顯著な地であつた。三州内の軍鎮を表示すると左の如くである。兵數は天寶元年の統計であり、従つて兵數の所傳がない軍鎮は天寶元年以後の設置と見る可きものである。⁽¹⁰⁾ 軍鎮名及び

軍 鎮 集 中 例

(イ) 鄧州管内

軍鎮名	兵員數
臨洮軍	一五、〇〇〇名
河源軍	四、〇〇〇
白水軍	四、〇〇〇
安人軍	一〇、〇〇〇
振威軍	一、〇〇〇
威戎軍	一、〇〇〇
綏和守捉	一、〇〇〇
合川守捉	一、〇〇〇
臨蕃城	
綏戎城	
定戎城	
石堡城	
備考 兵員計三七、〇〇〇名 戸數五、三八七戸	

統計戸數は共に新唐書の地理志に依り、従つて戸數も天寶元年の統計である。當時の戸口統計は土戸（編戸・百姓）のみで客戸を含まず、又隱漏戸も多かったので、實際居住

(ロ) 涼州管内

軍鎮名	兵員數
赤水軍	三三、〇〇〇名
大斗軍	七、五〇〇
建康軍	五、三〇〇
寧寇軍	八、五〇〇
張掖守捉	五〇〇
交城守捉	一、〇〇〇
白亭守捉	一、〇〇〇
烏城守捉	一、七〇〇
備考 兵員計五七、五〇〇名 戸數二二、四六二戸	

(ハ) 靈州管内

軍鎮名	兵員數
經略軍	二〇、七〇〇名
豐安軍	八、〇〇〇
定遠軍	七、〇〇〇
新昌軍	
經寧城	
保寧城	
備考 兵員計三五、七〇〇名 戸數一一、四五六戸	

の戸數は遙かに此れより多く、又漢人外に蕃戸も相當多數定住していた。⁶⁰然し内地の州には十萬の統計戸數を越えるものさえ少く無かつたことを想えば、これら三州が經濟的に貧弱な部類に屬するものであったことが充分察せられるであろう。但しその管域は夷狄に向つて無人の荒野を殆んど無限に擴大するを得、さればこそ一州内に數個乃至十數個の軍鎮がおかれ、四五萬前後の大兵力とそれに相應する軍馬とが配備せられたのである。新唐書・地理志の軍鎮所在州に關する比定記事には往々疑わしいものがあり、そうした意味で先表の内容も精確には検討の餘地ありと云わねばならぬが、然し此れによつて軍鎮の配備が戰略的見地から行われ、その地域の經濟力との鈎合は考慮せられていなかったことだけは充分認められる。會府以外の州に於いても、程度の差こそあれ、大體同じ傾向が見られたことは容易に類推せられるであろう。戸口稀薄の邊境險遠の地におかれた軍鎮のこの様な大兵馬が傍近の租粟で賄えなかつたことは勿論であり、さればとて膨大な軍糧を遠く内地より不斷に輸送することも、當時の實情よりして絶対に望めぬ所であつた。邊地の州民は殆んど兵役・色役に徵發せられ

て不課丁となり、たださえ少い邊境地帯の租粟収入は軍鎮の發達と共に愈々激減し、皆無に近い所さえあった。残された軍糧補給の途は現地附近での農田開拓以外に無い。事實、舊唐書^{卷一}解琬傳に

景龍中遷朔方行軍大總管（朔方節度使の前身）。琬前後在軍二十餘

載。務農習戰。多所利益。邊境安之。

とあり、同書^{卷一}郭虔瓘傳に

及在安西。務農重戰。安西府庫遂爲充實。

とある如く、軍糧の現地生産を振興する「務農」は習戰と並んで、或は寧ろそれ以上に重要な屯軍司令官の要務となっていた。即ち軍糧田の經營は軍鎮體制を維持發展せしめる上に不可欠の要務として軍糧政策の核心をなしていたのである。

(2) 軍糧田の展縮

邊防軍鎮の擴充が軍糧田の開拓に依存しなければならなかった必然の結果として、儀鳳二年の軍鎮制開創以後、軍糧田は急速に擴大せられて行ったが、約六十年後の開元二十年頃を以て擴大はやめられ、それより天寶末迄の二十餘年間は逆に縮減せられたものの如くである。よって軍鎮制

下の軍糧田の展縮を此の二期に分つて考察する。

(1) 儀鳳二年乃至開元二十年頃

儀鳳二年、軍鎮制が開創せられた時、先ずその設置地域に選ばれたのは隴右道方面で、鄯州の臨洮（初めは洮河）・河源等の軍は此の時置かれたのであるが、この方面の軍糧田は河源軍の地を中心に開拓せられて行った。河源軍の天寶元年の規模は兵四千、馬六百五十四であるが、當初はこれよりずっと大きく、同じ鄯州管内に多數の軍鎮が添置せられるに従い、それらとの關聯に於いて削減せられたものの如くである。資治通鑑^{卷二}儀鳳三年七月の條に

（婁）師德。充河源軍司馬兼知營田事。

とあり、續いて翌々永隆元年七月の條に

擢（黑齒）常之爲河源軍經略大使。常之以河源衝要。欲

加兵戍之。而轉輸險遠。乃廣置燧戍七十餘所。開屯田五

千餘頃。歲收五百餘萬石。由是戰守有備焉。

とある如く、河源軍の軍糧田は軍の設置と殆んど同時に着手せられ、遂に五千頃の廣大な開拓に成功している。當時の畝收粟は一石から二石程度で、邊境の開拓田は概ね一石餘であるから、五千頃の收穫は五十萬石餘り、四五萬の兵

士の年間食糧を支えるに足る額である。右記事に五千頃の收穫量を五百萬石と云っているのは過大な誤りであり、舊唐書^{卷一}〇九黒齒常之傳の同一記事に百萬石とあるのも稍々多すぎる數字である。この大業績を挙げた實際の功勞者は知營田事の婁師德で、舊唐書^{卷三}九同傳によれば、彼は此の業績を成しとげた後、十年後の天授の初め（六九〇）豐州都督兼知營田事に轉じ、ここでも成績をあげた後、

以爲河源・積石・懷遠等軍及河・蘭・鄯・廓等州檢校營田大使。

とある如く、再び隴右の地に還り、その廣大な地域の總轄的な營田使となっている。資治通鑑^{卷二}〇五に依れば、右は延載元年（六九四）一月であり、同書^{卷二}〇六に依れば、聖曆元年（六九八）四月、隴右諸軍大使（隴右節度使の前身）兼檢校營田事となり、翌二年八月、任地に歿している。河隴に在ること四十餘年といわれている彼の生涯の半ばに近い約二十年間は軍糧田の振興に捧げられたわけである。尙隴右方面の軍糧田に就いては、河州刺史丹君が營田使を兼ねて屯田に功績を立てたこと、鄯州都督兼河源軍經略大使臧懷亮が屯田を開いたこと等が從來の研究に於いて指摘せら

れているが、臧懷亮の業績は婁師德の事業を繼承推進したものと想われる。隴右方面の軍鎮列置が軍糧田に大きく依存し、婁師德の手腕と努力、更にはその遺業を繼承推進した後人の業績がよくその要請に應えていたことを知る。

靈州を中心とする朔方方面の軍糧田を開いたのは天授から延載まで四年間この地に在任した婁師德である。冊府元龜^{卷五}〇三邦計部・屯田門に

則天天授初。婁師德爲檢校豐州都督・知營田事。則天下書勞曰。卿受委北陲總司軍任。往還靈夏。檢校屯田。收粟既多。京坻遽積。不煩和糴之貴。無復輸運之艱。兩軍及其鎮兵。數年咸得支給。云云。

とあって、靈・夏・豐三州、特に豐州に軍糧田を開拓し、十餘萬以上と推定せられる此の方面の軍鎮の兵糧は悉くその収入を以て補給するを得、尙餘剩さえあるに至ったと云っている。朔方方面の軍鎮も亦軍糧田に支えられていたことを知る。

涼州を中心とする河西方面の軍糧田に就いては陳白玉文集所收、垂拱中（六八五〜八八）の上疏「上西蕃邊州安危事」の中に好資料があり、それに依れば此の方面の軍糧田

開拓の一中心地となっていたのは甘州である。上疏にはま
ず

頃至涼州問其倉貯。惟有六萬餘石。以支兵防纔周今歲。

雖云屯田收者猶在此外。略問其數。得亦不多。又至甘州

貴（貴の誤？）其糧數。稱見在所貯積者四十餘萬石。今年屯收
猶不入。云云。

とあって、涼・甘二州共に屯田を有していたが、涼州は屯
收少く、従って貯積も乏しかったのに對し、甘州は屯收多
く、四十餘萬石の貯積を有していたと云う。然も此れは收
穫直前の状態であつたことが行文の中から酌みとられ、甘
州の餘裕ふりが知られる。更に他の一節に

竊謂。甘州宜便加兵。內得營農。外得防盜。甘州委積必
當更倍。何以言之。甘州諸屯。皆因水利。濁河溉灌良沃
不待天時。四十餘屯。並爲輿壤。故每收穫常不減二十萬。
但以人功不修。猶有荒蕪。今若加兵。務窮地利。歲三十
萬不爲難得。

とあるに依り、甘州の屯田は四十餘屯、歲收粟二十萬石、
屯田推定面積二千餘頃に達していたことが知られる。ここ
は濁河の水利に恵まれ、なお沃田となり得る土地が未開の

ままに残されていて、努力さえあれば屯田を二十萬石の歲
收から三十萬石に増大せしめることは難しくなかったと云
う。勢力が不足していたのは、「甘州地廣糧多。左右受敵。
其所管戸不滿三千。堪勝兵者不足百數」と指摘せられてい
る如く、管戸（編籍の土戸）が三千にも満たず（天寶元年
は約六千戸）、然も左右を突厥・吐蕃の兩強敵に挟まれて農
耕に専心出来なかつたからである。然し垂拱中に既に二十
萬石の屯收をあげていた以上、その開拓は此の年を溯り、
恐らく約十年前の儀鳳二年の軍鎮制開創と共に着手せられ
たものであらう。新唐書卷一陳子昂傳に

屯田廣夷。倉廩豐衍。瓜肅以西皆仰其餽。一句不往。士

已枵飢。是河西之命。係於甘州矣。

とあって、甘州の屯收は河西の軍糧補給に決定的な重要意
義を占めていたと云う。然し垂拱中に早くも裕りある屯收
を得ていた甘州も、十年後の證聖元年（六九五）、州内に
建康軍（天寶元年の兵數五千三百）が置かれた外、道内近
傍に續々と軍鎮が添増せられるに従つて供給不足を來した
ものらしく、長安中（七〇一〜〇五）に至つて再び軍糧田
の大開拓が行われている。即ち冊府元龜卷五三 邦計部・屯田

門に

郭元振。長安中。爲涼州都督・隴右諸軍州大使。元振令甘州刺史李漢通開置屯田。盡其水陸之利。舊涼州粟麥斛至數千。及漢通收率之後。數年豐稔。遂斛至數十錢。積軍糧可支數十年。

とある如く、長安中、河西の穀價は一石數千にも達していたのが、甘州に屯田を増置するに及んで數十文に下落したと云う。⁽⁸⁾甘州に屯田開拓の餘地が多かったことは陳子昂の先文に指摘せられている所で、先の四十屯二千頃に比して六十屯三千頃、歲收三十萬石を越えていたことは疑いあるまい。河西方面の軍糧も亦大きく軍糧田に依存し、甘州がその中心となっていたことを知る。

轉じて東北を見るに、その防衛の最前線をなしていたのは營州を中心とする平盧の地で、ここは萬歲通天（六九六）以來久しく契丹に占領せられていたが、開元五年（七一七）漸く恢復し、同七年、平盧軍節度使をおいた。資治通鑑^{卷二}開元五年三月庚戌の條に

復置營州都督於柳城。兼平盧軍使。管内州縣鎮戍皆如其舊。以太子詹事姜師度爲營田支度使。與慶禮等築之。三

旬而畢。慶禮清勤嚴肅。開屯田八十餘所。^中數年之間、

倉廩充實。市里浸繁。

とて、平盧の軍糧の爲に屯田八十餘所を開いたとある。軍糧を軍糧田に依存する軍鎮制開創以來の方針が開元の初めにもそのまま守られていたことを知る。

以上は軍鎮制下の軍糧田の展開を、河西・隴右・朔方・平盧等諸藩内の代表的な若干州を中心に考察したもので、これらの諸州はその規模に於いて代表的なものであったが、軍糧田の設置そのものは多かれ少かれ各州軍に推し及ぼされていた。資治通鑑^{卷二}開元二年閏二月の條に

徙（安北）大都護府於中受降城。置兵屯田。

とあり、文苑英華^{卷四}〇一所收、蘇頌の授郭虔瓘右驍衛大將軍等制に、やはり此の頃北庭都護となっていた郭虔瓘に就いて

北庭都護・翰海軍經略使・金山道副大總管・招慰營田等使。云云。

とある等は、そうした諸軍鎮の軍糧田設置を示す例證である。この様に軍糧田は軍鎮地帯一圓に普及していたが、軍糧田への依存度から云えば、内地の大農産地に連る范陽・

河東・劔南等よりも内地を遠く離れた河西・隴右・朔方の諸軍鎮が遙かに大で、殆んど絶對的に近く、従ってこれらの地區では軍糧田の開拓に非常な努力が注ぎ込まれ、その軍糧田生産は前後に比を見ぬ盛況を示していた。太平廣記^{卷四}所收、賈昌（開元元年～元和五年、九八歳歿）の東城老父傳に

河州燉煌道。歲屯田。實邊食。餘粟轉輸靈州。漕下黃河。入太原倉。備關中凶年。關中粟麥藏於百姓。

とあって、河州（隴右）・沙州（河西）方面の軍糧田生産が現地の軍鎮を賄って餘りあり、河水によって靈州（朔方）から更に關中に迄輸送せられていたと云っている。小説として一等史料とは云えないが、それにしても軍糧田生産の豐溢と云う現實を背景として生み出された小説であることを思えば、河西・隴右の軍糧田の非常な發展を知る史料として充分參考になるものと云えよう。

(四) 開元二十年頃乃至天寶末年

景雲元年（七一〇）、軍鎮の地區的統合司令官として節度使が登場し、やがて西北二邊の軍鎮は悉く九節度使に分統せられることとなったが、節度使は同時に管内營田使を兼

ねて域内の軍糧田を總轄していた。營田使に就いては別に詳考する必要があり、ここに委細を盡す裕りはないが、とにかく軍糧田の經營が營田使としての節度使に大きく委任せられた結果として、却って軍糧田關係の史料が中央の記錄に書きとめられ難くなったものの如く、節度使時代に入ってからその動向が史料的に把握し難くなっている。しかし田畝經營の利不利はその地の自然條件に大きく支配せられるので、節度使が營田使として廣域の軍糧補給を調整し得ることとなった結果、不利な地の田を整理して隣近の有利な地の田を増し、彼是融通し相補することが行われたことは一應考えられる所である。但し廣域の軍糧田を統轄する營田使は節度使以前から出現し、節度使の營田使はいわばそれを繼承し定制化したまでのことであるから、右の調整もそれ程大きく見るべきではない。

節度使時代の軍糧田に就いて最大の研究資料となるのは六典^{卷七}工部・屯田郎中・員外郎の條に記された邊境諸道各州軍下の屯數記事である。當然開元二十五年頃のものである。整理して表示する。一屯は司農寺所屬のものは二十頃乃至三十頃、軍鎮所屬のものは五十頃を基準とする定めで

諸道節度使下諸州軍屯數表（據六典）

河北道	河東道 太原							關內道 朔方											節度使名				
幽州	蒲州	嵐州	蔚州	朔州	雲州	大同軍	橫野軍	太原原	北鹽州監牧	鹽池	長春宮	夏州	原州	會州	勝州	西受降城	豐安軍	單于府	定遠軍	中受降城	東受降城	州軍鎮名	
五五	五	一	三	三	三七	四〇	四二	一	二	四	七	一〇	二	四	五	一	四	二	七	三一	四〇	四一	四五 屯
隴右道	北庭 安西							河西道 河西				平盧		范陽							節度使名		
臨洮軍	天山軍	伊吾軍	北庭府	焉耆	疏勒	安西府	玉門軍	肅州	建康軍	大斗軍	甘水軍	赤水軍	安東府	平盧軍	長陽使	北陽郡	渝關守捉	武威軍	清夷軍	靜塞軍	平州	州軍鎮名	
三〇	一	一	二〇	七	七	二〇	五	七	一五	一六	一九	三六	一二	三五	六	六	一〇	一五	一五	二〇	三四	屯數	
劍南道 劍南	隴右																					節度使名	
松州	檉州	軍器使	南使	西使	平戎	武州	岷州	綏和守捉	成州	蘭州	廓州	秦州	渭州	鄯州	河州	莫門軍	平夷軍	富平守捉	白水軍	安人軍	積石軍	河源軍	州軍鎮名
一	八	四	六	一〇	一	一	二	三	三	四	四	四	四	六	六	六	八	九	一〇	一一	一二	二八	屯數

あった。表中の六典記事には節度使軍鎮との所屬關係が一見明かでないもの、所屬していたとは見難いもの、軍糧以外の屯田らしく想われるもの等があり、詳細は今後の検討に俟たねばならぬが、一應疑問のもたれるものを取出し、これを括弧で示しておく。その合計六十一屯を總計九百三十二屯

より差引いた残り八百七十一屯を節度使軍鎮の軍糧田として藩別に整理し、一屯五十頃の規定に従い、一畝の歳收粟を抑え目に一石として計算した結果を表示するに、左の如くである。各屯と節度使との關係を精査していないので多少の差誤があるかも知れないが、それにしても當時の軍糧田を藩別の大勢に於いて考察する絶好の資料と云うべきである。そこで此の二表を基礎にして軍糧田の展縮を考えるに、節度使以前に對比して縮減していたことが察知せられる。先ず隴右の河源軍の軍糧田に就いて見るに、創置後

九節度使軍糧田表（開元二十五年）

節度使名	屯數	算出頃數	歳收粟算出額
朔方	二三四	一一、七〇〇頃	一、一七〇、〇〇〇石
隴右	一五二	七、六〇〇	七六〇、〇〇〇
河北	一四九	七、四五〇	七四五、〇〇〇
河東	一二六	六、三〇〇	六三〇、〇〇〇
河西	九八	四、九〇〇	四九〇、〇〇〇
平盧	四七	二、三五〇	二三五、〇〇〇
安西	三四	一、七〇〇	一七〇、〇〇〇
北庭	二二	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
劔南	九	四五〇	四五、〇〇〇
合計	八七一	四三、五五〇	四、三五五、〇〇〇

間もない高宗の晩年には五千頃（百屯）あったと云うのに對し、開元二十五年は二十八屯（千四百頃）しかない。同じ鄯州内の臨洮・白水・安人・綏和等の諸軍鎮及び鄯州所屬の全屯田を合計するも九十屯に足らず、明かに此の方面の軍糧田は縮少せられていたと云える。次に河西の軍糧田の中心をなし、垂拱中に四十餘屯を數え、更に長安中に大擴張せられて瓜肅以西に普く補給していたと云う甘州が開元二十五年には僅かに十九屯にすぎず、又河西藩全體の合計も百屯未滿で、嘗ての甘州の屯數が推定六十を越え、會府の涼州（赤水軍）にも相當の屯數（開元二十五年に三十六屯）があったことを考えると、此の地方も亦軍糧田の縮減を來していたと推定せられる。次に平盧を見るに、開元五年の營州復興に際して開置した屯田は八十餘所に及んだと傳えられているが、開元二十五年の長城外平盧地區内總屯數は四十七で、もし八十餘所のままとして計算すれば一所の平均は僅かに半屯程度となり、ここでも當初に比してかなりの縮減があったらしく推察せられる。ただ朔方のみは開元二十五年に於いても二十五屯以上を有つ軍鎮が豐州方面に六も並立していてその總計は大約二百屯一萬頃に達

し、ここだけは活況を續けていたことが知られる。然し此れとても必ずしも昔日を凌ぐ展増であつたとは速斷できない。朔方節度使の兵力は天寶元年當時に兵六萬四千七百人、馬一萬四千三百匹であつたが、資治通鑑に依れば、景雲二年（七一）七月、三受降城の成兵を按じて朔方總管

（節度使の前身）の兵十萬人を減じたと言うから、それ迄の總兵力は少くとも十五萬を越していた筈である。軍馬の數を略々同じと見ても一年の必要軍糧は粟二百五十萬石前後となり（兵十二石、馬三十六石）、その生産に要する屯田は約二萬五千頃、五百屯程度となる。然も此の方面の屯田は此れより十年前に婁師德が大いに開拓してから必要な軍糧を充分補給し得ることとなり、和糴や租粟輸運の勞費を要しなかつたといわれている。果して然らば玄宗即位頃の朔方管内の屯田はたとえ右の算定數五百屯に及ばなかつたとしても、開元二十五年の二百屯に及ばぬことは先ず無かつたと見て誤りないであろう。要するに、平盧・朔方・隴右・河西等、長城外諸軍の開元二十五年の軍糧田は節度使以前の時代に比して縮減していたと推斷せられるのであつて、遠く安西・北庭や長城内の河北・河東・劔南等に就い

ては比較の史料を検索し得ないが、恐らくは同様であつたのではないかと想われる。劔南の九屯の如きは全廢の直前にあつたかの感さえ受ける。

初め展増し續けた軍鎮の軍糧田が此の様に縮減し初めたのは一體何時頃からであろうか。開元五年には尙平盧管内に軍糧田の大開發を行つてゐるから、軍糧田重視の方針は此の時代には未だ變つていなかった筈である。冊府元龜^{卷七}帝王部・務農門に依れば開元十五年に朔方五城に田曹參軍各一人を置いたと云い、軍糧田重視の方針は依然として變つた様子が無い。又開元二十二年には河南に廣大な稻作の屯田を開いている。所が六典^{卷七}工部・屯田郎中員外郎の項に

開元二十二年。河南道陳・許・豫・壽又置百餘屯。二十五年勅。以爲不便并長春宮田三百四十餘頃。並令分給貧人。

とあつて、内地に迄擴大せられていた屯田熱は開元二十五年を境として大きく後退したことが知られる。軍鎮の軍糧田縮減も恐らくは此の頃から急激に進められたのではないかと想われる。軍糧田の縮減は節度使時代に入つて徐々に

進められたと見るよりも、開元二十五年を一大轉機としてその前後に急減せられたと解すべきであろう。開元二十五年頃の軍鎮兵力數は武后時代のそれに比して必ずしも少くはない。然るに軍糧田が大きく縮減せられているのは、軍糧の調達が多角的となつて、軍糧田への依存度が減じた爲と見る外ない。但し此の縮減も嘗ての盛時に比してのことであつて、田畝の絶對量約四萬五千頃、その推定生産粟量四百五十萬石は兵三十五萬以上を支えるに足り、軍糧供給源として極めて重要な地位を依然保持していたと云える。縮減以前に於ける軍糧田の軍糧補給額は此れより更に巨大であつたのであるから、五十萬前後の當時の軍鎮兵の軍糧は殆んど軍糧田の生産に依存し、それ以外の補給が多少あつたとしても、問題とするに足らぬ程度であつたであらう。

(3) 軍糧田の經營

邊境未拓の荒地に設置せられた軍糧田の經營は、少くとも開拓と敵襲からの防護、管理組織、經營形態の三面から考察する必要があるが、管理組織に就いては紙幅に裕りが無く、又既に先人の研究もあるので、ここには割愛し、開拓防護と經營形態とに就いてのみ考説する。

(4) 開拓防護

無數に布置せられた軍糧田の中には漢人の居住地帯に在るものも無いでは無かつたが、多くは人煙稀な、時には無人に近い遐荒の地に開拓せられたものであつた。食糧生産の多い漢人稠密の地に於いては軍糧田は必ずしも緊要でない。漢人地帯の軍糧田設置は、舊唐書^{卷九}李元紘傳の關輔の屯田に反對した開元十四年頃と思われる彼の上疏の一節に百姓所有私田。皆力自耕墾。不可取也。若置屯田即須公私相換。云云。

とある如く、田畝集中の必要から私田と公田との交換分合が問題となり、そこから種々の弊害が起つていたが、邊境遐荒の地の軍糧田設置は寧ろ新開田の難事業たることに問題の重心があつた。

北方は冬麥夏粟、特に粟を主とする陸田地帯で、その栽培は低濕地をさけて高燥地をえらび、然も灌漑の水利に恵まれていなければならなかつた。先掲の諸軍鎮管内屯數表を見るに、この自然的條件の反映が顯著に認められる。即ち屯數が集中的に最も多い朔方の三受降城より單于府に至る地域はオルドス北方の黃河北岸地帯で、肥沃な水利地で

ある。次いで多いのは太原の横野軍乃至雲州等今の大同盆地、及び范陽の幽州・平州等河北平野の北部の地であるが、ここは共に漢人の古くからの住地で邊外遐荒の地とは事情を異にする。次に平盧の平盧・安東府は今の朝陽・義縣等大凌河に沿う地域である。河西の軍糧田の一大中心をなした甘州は黒河に沿った沃地で、陳白玉文集にも「甘州諸屯。皆因水利。濁河灌溉良沃不待天時。四十餘屯並爲奧壤」³³と述べている。最大の軍鎮といわれる赤水軍を城内にかかえた涼州も亦現在に至る迄河渠灌溉に恵まれて生活して來た所である。隴右の大屯田地となっていた河源軍や臨洮軍を抱えた鄯州は洮河流域の沃地である。この様に軍糧田の開発は河水灌溉の便に恵まれた乾燥地に於いて初めて可能であつたのであるが、この恵まれた自然條件も此れを活かす爲には二つの人文的條件を必須とした。その第一は大河の水を陸田に灌漑する施設を作ること、それには綿密な企劃、秀れた技術等の外に大きな資本と勞働力とを注入する必要がある。舊唐書^{卷九}王峻傳に桂州都督となつた彼の事績を述べて

又堰江水開屯田數千頃

とあるは、大屯田を開拓するには大水の流れを堰きとめる大堰埭の築造を必要としたことを知る一證例であり、同書^{卷一}李傑傳に

先是河汴之間有梁公堰。年久堰破。江淮漕運不通。傑奏調發汴・鄭丁夫。以濬之。

とあるは、大堰の築造修理が夥しい勞働力を要するものであつたことを知る一例證である。堰埭からは更に屯田の廣さに應じた大小の溝渠を網の如くに分流せしめて行かなければならぬ。かかる大土木は國家州縣の權力を背景として初めて行える所であるが、それも人煙稀な邊外では土着民戸の勞働力が調達出來ないから、大軍團の兵員勞働力の組織的な投入に俟つ外ない。即ち極邊遐荒の地の大新田開拓は事實上屯軍の力に依る外なかつたのである。土戸數の乏少は、舊唐書^{卷六}李大亮傳に

然河西氓庶積饗蕃夷。州縣蕭條。戸口鮮少。加因隋亂滅耗最多。

とある如く、河西に於いて最も甚しかったが、隴右も天寶元年の統計戸數は一道を合して十二萬二千餘戸で、³⁴河北の魏・滄等一州の戸數にも及ばず、平盧藩の如きはその長城

外の統計戸数が全部で一萬戸にも満たぬ實狀であり、總じて邊境地域の土戸は意想外に少かった。つまり新田の開拓は軍國の力に頼る外なかったのである。

開田に必要な第二の條件は蕃夷の侵掠を防ぐ防護力の確立である。天高肥馬の候ともなれば北方民族の侵略は殆んど必ず行われていた。舊唐書卷一〇四哥舒翰傳の天寶六載の條に

先是。吐蕃每至麥熟時。卽率部衆至積石軍獲取之。共呼爲吐蕃麥莊。前後無敢拒之者。

とあるは、吐蕃の夏麥をねらう定期的襲撃の例であるが、侵掠の中心時季は秋で、それに對する防秋兵の増配は邊防上の大きな問題となっていた。先に述べた如く、河源軍の屯田五千餘頃の開發が燧成七十餘所の設置の下に行われたと云う事情はこの様な侵掠の激しさと對應させて理解すべきものである。陳子昂が甘州の屯田に就いて州内には尙田畝増添の餘地多きも州の左右が敵に挾まれて農耕に専心し難い實狀を述べたのち

竊謂。甘州宜便加兵。內得營農。外得防盜。甘州委積必當更倍。

とて、開田増産の具體策は増兵して内は農を營ましめ外は敵に當らしめる外なしと論じているのも、土着農民勞働力の缺乏、蕃夷侵掠の被害等、開田増産を妨げる惡條件の克服が兵員増加の途以外になかったことを示す。河西・隴右・朔方・平盧等の塞外地區の開田は何れもその勞働力の供給源を主として軍國の兵士に求めなければならぬ點に於いて相似た實情に在ったといつて差支えない。勿論、若干の住民も丁や夫として極度に活用せられたであろうし、歸農蕃民の使用もあつたであらうが、根本的には大きな軍國の屯駐に俟つて初めて軍糧田の開發が可能となつていたことは紛れない事實であつたということが出来る。

(四) 經營形態

開發せられた軍糧田の維持の爲の管理組織は遺憾乍ら割愛して、その經營形態に就いて考察するに、初めは兵士自ら耕作する形態から出發して後には農民をして小作せしめる形態に移行したものの如く解せられる。ここでは前者を屯田方式と呼び、後者を營田方式と呼んで區別することとする。前者は兵士を農耕に使役するが收穫が全て軍に入り、後者は兵士を農耕から解放して軍事に専心せしめるが軍糧

の収入は全收穫から耕作者の取得分、即ち小作料を差し引いた額に減らざるを得なかった。屯田方式から營田方式への移行には或は早晩の地域差や、過渡現象としての兩方式の併用等があったかも知れず、殊に屯田方式に於ける丁夫の強徴は當然考えられる所であるが、大勢的には屯田から營田への線を辿ったものと見る事が出来る。勿論、當時の文獻にはこうした推移を指摘した史料は無く、又屯田と營田との兩用語に此の兩方式の截然たる區別も設けていないので、右の推移は別の面から検討しなければならぬ。そして此の検討の最大の手掛りとなるのは軍に入る粟の畝額である。當時の粟の生産額は平均毎畝一石餘であるから、毎畝一石前後以上の粟を軍が収めていれば屯田方式、數斗の場合は小作料が差引かれる營田方式でなければならぬ。この様に考えて節度使以前の屯收を見るに、高宗時代の河源軍は五千頃で五十萬石、武后時代の甘州は四十屯即ち二千頃で二十餘萬石の收穫を得たと云っており、疑いもなく屯田方式の収入額である。甘州の屯田に關する陳子昂の上疏には

今年屯收用爲善熟。爲兵防數少百姓不多。屯田廣遠收穫

難遍。時節既過。遂有凋固所。以三分收不過二。人力又少。未入倉儲。縱已收穫尙多在野。

とて、兵士も百姓も人數が少い爲折角の收穫が未刈のまま、或は刈干しのまま野に放置せられていと述べており、甘州の軍糧田が百姓の手を借りてはいるが百姓小作の營田ではなく、全收穫を軍が取る屯田方式であったことをはっきり示している。河源軍がこれと同じ方式であったことは勿論、同じ裴師德の手で開かれた積石軍以下の隴右の軍糧田、同じく同人の手で拓かれた靈・夏・豐州等朔方の軍糧田も同じ屯田方式であったと見るべきである。河東・范陽の軍糧田は漢人の住む内地に連接した所が多いので、果して同じ屯田方式であったかどうか。遽に斷定し難いが、たとえ百姓の手を高率に借用していたにせよ、たてまえてとしてはやはり屯田方式であったのではないかと想われる。開元五年、契丹より奪回した營州平盧地區の屯田八十餘所の開拓に就いては舊唐書^{卷一}宋慶禮傳に

開屯田八十餘所。追拔幽州及漁陽・淄・青等戶。并招攝商胡。爲立店肆。數年間。營州倉廩頗實。居人漸殷。

とあって、開田と共に今の河北・山東の民を強制移住せし

めたと傳えている。然し此の文面から直ちにこれらの移民が八十餘所に及ぶ開田の小作の爲に行われたものと解することは困難で、寧ろ彼等が流民客戸でなく土戸（主戸・居戸・編戸又は單に戸とも云う）、即ち土地所有戸であつた點から考えると、移住先に於いても土地を與えられ土戸として定着せしめられたものと解すべきである。勿論、土戸として自らの耕作をしつつ軍糧田にも徵用せられていたではあろうが、軍糧田の小作戸として拉致せられたものではない。商胡の招掛等と一連の營州方面充實の爲の徙民にすぎなかつたのであろう。徙民の記事に拘われて營州の開田八十餘所を營田方式であつたと見る必要は無く、寧ろ戸口稀薄の此の地に軍鎮の充實を急がねばならなかつた實情から推してやはり屯田方式と見る可きであらう。

この様に軍糧田は殆んど屯田方式を以て出發し、恐らく開元の初め頃にも尙此の方式に依つていたと思われるのが、少くとも天寶年間には様子が全く變化している。通典^{二卷}屯田の項に天寶八年の屯收歲額を百九十一萬三千九百六十石と傳え、更にその道別收額を關内・河北・河東・隴右・河西の五道に就いて書き記している。この場合の河北道に

は平盧・范陽二藩の所管を、河西道には河西・安西・北庭三藩の所管を含んでいるものと見る可きであり、又關内・河北・河東の内地地區には軍鎮に屬さない若干の司農等の屯田を含んでいるかと想われるが、そうした屯田の天寶八載の屯數は判らないので、假に先表によつて十二年前に當る開元二十五年の屯數を參考し、大雜把に一屯五十頃として各道の頃畝數を算出し、それを以て屯收額を割つた一畝當りの收納額を算出するに、表の如くである。諸道概ね四斗程度となり、道別に見れば河西の約三斗半が最も少く、隴右の五斗餘が最も多い。尤も屯數と屯收額との調査年次の開き十二年間は屯數が減少しつつあつたこと先述の如く

天寶八載屯收額表

道名	屯收歲額	開元二十五年屯數	一畝收額算出高
關内	五六三、八一〇石	二五八	〇・三八石弱
河北	四〇三、二八〇	二〇八	〇・三九石弱
河東	二四五、八八〇	一三一	〇・三八石弱
河西	二六〇、〇八八	一五四	〇・三四石弱
隴右	四四〇、九〇二	一七二	〇・五一石強
合計	一、九一三、九六〇	九二三	〇・四一石強

であるから、その減少の推移には諸道間に相違のあったことを考えるべきであり、又一屯の基準頃數を異にする若干の司農寺所屬の屯田が混入しているかも知れないことをも一應考慮しなければならぬから、各道間の一畝當り收額に

計算上の差異が若干出て来るのは寧ろ當然で、三斗半と五斗餘との開きは率として小さくはないが、この際さほど深く問題にする必要はない様に思われる。然し嘗ての平均畝收一石に對し天寶八載の畝收がその半ばにも満たぬ四斗程度に落ち込んでいる大きな變化は、單に屯數の若干の減少や極く一部の屯田の頃數不足等で説明し悉せるものではない。思うに此れは嘗ての屯田方式が營田方式に切換えられ、從つて平均一石の畝收全額を軍糧に收めていたのが、當時の小作慣例に從つてほぼその半分の五斗前後を營田の小作人に、他の半分の五斗前後を地主たる軍に收めることとなつた結果であらう。そして先表の畝收計算が四斗平均しかないのは、屯數調査年次の開元二十五年から屯收調査年次の天寶八載に至る十二年間の營田面積の縮減が平均二割程度に當つていたからであらう。果して然らば天寶八載の軍糧田は四萬三千五百餘頃、八割三萬五千頃前後の計算

となり、十二年間に約八千五百頃の軍糧田を減じたこととなる。果して此の計算通りに史實が動いていたとは云えないが、大勢を握る參考として役立つものと云うことは許されるであらう。

屯田方式から營田方式への切換えが行われたのは何時頃か。此の點の究明こそは最も重要であるにも拘らず、微證すべき史料は未だ檢索し得ない。或は各道各鎮別々に徐々に轉換を遂げたのかも知れないが、それにしてもこの大轉換を指示する中央の大方針が決められた時期は或る年次に絞つて考定せらる可きである。諸般の事情を綜合してそれは恐らく開元二十五年頃であつたと推定せられるのであるが、その説明は兵制や稅財制にわたつて複雑となるので更めて扱うこととする。

軍鎮の軍糧田が初め軍鎮兵士自らの屯田方式によつた一大原因は現地に軍糧田を小作すべき農民が少無で屯田方式に依る外なかつたことに在る。その屯田方式が營田方式に切換えられたことは、嘗て少無であつた現地農民が切換への一大轉機であつたと考えられる開元二十五年頃には大いに増加充實していた爲と見る外なく、此の點の實證が必要

となる。確にそれは紛れない事實であつて、その立證も不可能ではないが、これ亦更めて論及する。⁸⁴⁾

屯田方式から營田方式への轉換は端的に云つて軍糧收入の半減を意味する。加うるに軍糧田面積の縮減もかなり大きかったと考えられ、軍糧田収入は開元末から天寶にかけて急激に減少して行つたことが察知せられる。然し邊防の軍備面から見て軍糧の需要が此の頃に減少しつつあつたとは絶対に受取れない。寧ろ逆に増大しつつあつたとさえ考えられる。然らば開元二十五年前後からの軍糧田収入の急減、即ち田畝の縮少、營田方式への轉換等は、他方にその減收に見合うか、又はそれ以上の軍糧調給方法が新に打樹てられて、軍糧田の減收を充分補ひ得ていた爲に行われたものと見なければならぬ。その新な調給方法の第一は租粟の増收回充であり、第二は和糴の發達である。つまり軍糧政策は軍糧田偏重の單純な段階から租粟・和糴を併用した多角的な綜合政策に進展して行つたのである。租粟・和糴と軍糧との關係はそれぞれ別個に専考すべきものである。

(4) 軍糧必需量と軍糧田收入

天寶末以前に於ける邊防の軍馬數を傳えた史料は天寶元

年のものが唯一で、軍鎮制の初まつた高宗の晩年から武后・中宗・睿宗を経て玄宗の開元末に至る六十餘年間の軍馬數は全然知り得ず、従つて軍需としての糧粟の必要量も全く判らない。只大雜把に武后末年の邊防軍鎮の兵力が五十萬前後と推定せられ、此れより一兵の年間糧粟十二石の基準を以て單純に必需軍糧額を算出すれば六百萬石となる。然し兵員の中には平時在野・交代上番の民兵たる城傍や團結兵がかなり含まれているので、實需軍食量はそれだけ少くなるが、他方に一匹三兵分の糧を最低基準とする軍馬が⁸⁵⁾少くも四五萬はいたと推測せらるので、それを考慮に入れると却つて六百萬石以上と見るべき公算が大きくなる。そうした軍糧は、冊府元龜^{卷五}〇三 邦計部・屯田門の武后が長壽二年に婁師德に與えた詔文の一節に

王師外鎮。必籍邊境營田。

とある如く、軍糧田の生産に俟つ外ない事情に在り、かくて屯田が盛んに開拓せられ、諸軍州の間で彼是融通しあひつつ、とにかく屯田生産を以て軍食を充す努力が續けられ、武后末年には屯田の最盛期を出現していたと推考せられるのである。當時の軍糧田の總面積は全く傳えられてい

ないが、開元二十五年の諸節度使管下の軍糧田總計八百七十屯、大約四萬五千頃は武后時代に比してかなり縮減せられたものと考定せられるから、武后末年の屯田總面積が四萬五千頃をかなり上廻っていたことだけは紛れない。假に開元二十五年の縮減が武后末年の一割であつたとすれば、縮減前の屯田は五萬頃、二割であつたとすれば五萬六千頃、三割とすれば六萬五千頃前後となる。大雜把に五六萬頃と見れば、一畝一石餘の平均畝收から算出した屯田總收入は六百萬石程度となり、略々當時の邊防常備軍の軍糧必需量をまかない得た勘定が得られる。勿論、實際が右の推計數字の通りであつたとは云えないが、軍糧需要に對する屯田收入の絕對的意義を證明する參考としては立派に役立つものであると云えよう。

降つて天寶元年の軍鎮兵力は大約五十萬と傳えられ、私考に依ればその中の約三十五萬が官健で、十五萬は團結兵であつた。團結兵は軍鎮所屬のもの外に州長の統轄に屬するものがあり、更に城傍も存しており、それらの數は凡そ十五萬前後と推算せられるから、邊防の總兵力は鎮成の者を除いて大約六十五萬となる。團結兵の上番を三時耕種

・一時講武の原則に照して三箇月九十日とすれば、上番中の身糧のみを支給する彼等の軍食量は職業兵たる官健の七八萬人分となる。別に軍鎮の現役馬が八萬餘匹に達しており、その食糧の必要量は兵士の數に直して約二十五萬人分となる。結局、兵士の數にして大約七十萬人分、八百五十萬石前後が天寶元年の必需軍食量として計上せられるのである。

翻つて此の時代の軍糧田を顧るに、五年前の開元二十五年の調査では八百七十一屯、大約四萬五千頃程度であつた。これが屯田方式に依つていたのか、營田方式であつたのか、時恰も兩方式の轉換期に當つていたと考えられるので、何れとも一方に決定しかねるが、假に悉く屯田方式であつたとしても、その軍糧收入は畝額一石の生産として四百五十萬石程度に止まる。果して然らば軍糧田の縮減を來しつつあつた當時として、五年後の天寶元年の屯收は更に少かつたと見る可きで、軍糧の推定總需要量八百數十萬石に對し、ほぼその半分程度にすぎなかつたことになる。開元二十五年の供給率は多少これより高かつたかも知れないが、その差はさほど大きかつたとは考えられない。つまり

開元末から天寶初年にかけての軍糧田収入は、假にそれが屯田方式の經營であつたとしても、必要軍需量の過半前後しか供給し得ない線に低下していたのである。云う迄もなく、それは兵力の増大の外に軍糧田の縮減によって齎されたものである。尤も右の計算は軍糧田の經營を屯田方式によるものと假定してのことであるが、實際は寧ろ營田方式によつていたと見るのが眞に近いと考えられるので、此の立場に立つて計算すれば軍糧収入は半減して二百二十萬石となり、従つて軍需量に對する供給率は四分の一程度にすぎなくなる。天寶八載には軍糧田の經營は明かに全く營田方式に切換えられており、その總収入は僅かに百九十餘萬石となっている。天寶末年には恐らく更に減じて百五十萬石程度となつていたのではないかと想われる。一方、軍鎮の増置、従つて兵馬の増加は此の期間を通じて續けられていたのであるから、天寶末年の軍需食糧は一千萬石に垂んとしていたのではないかと推測せられる。果して然らば軍糧田の収入は全軍需食糧に對して二割にも足らぬものとなつていたことになる。勿論、事實は此の計算通りでなかったであろうが、それにしても、嘗ては軍糧の補給に絶

對的な役割を果たしていた軍糧田収入が、尙無視し得ない額を擧げていたとは云え、全體に比すれば僅かにその一部を充すに止まり、昔日の地位を他の調達方法に譲つて終つたことを確める資料としては大いに役立つであろう。新な調達方法として租粟と和糴とが重要化したことは先に一言した如くであるが、租粟の軍糧回充は天寶末年に於いて漸く歲額百九十萬石を數えたにすぎず、軍糧田収入と合せても三百五十萬石程度であつたと推定せられる。果して然らば残りの大約六百萬石は和糴がその供給を受持つていたと見なければならなくなり、和糴の研究が軍糧政策の究明に重要な課題であることを知るのである。

軍鎮の發達と共に國初以來の鎮戍はその邊防の地位を低下して鎮戍數も兵員數も激減したが、とにかく天寶末迄存續していた。鎮戍兵は每人十畝を自耕して食糧を自給すべしとする規定が開元二十五年に申明せられたこと、先に述べた如くであるが、然し軍鎮の軍糧田が屯田方式から營田方式に移され、且つ田畝を縮少せられて、軍人自らの耕作が放免せられて行つた開元二十五年以後に於いて、獨り鎮戍にのみ自給自耕が強制せられていたかどうか、疑い無き

を得ない。折しも兵制の改革があつて、鎮戍の防人・丁防の母胎をなす府兵・兵募の制がやめられ、職業兵たる官健と土着の團結兵とに切換えられ、屯田方式から營田方式への推移も此の兵制の改革と大きく關係していたと考えられるので、鎮戍兵の自耕もやはり放免せられて行つたのではないかと想われる。

一時は五六萬頃にも達したと思われる邊境屯軍地帯の屯田は開元二十五年頃から急速に收縮して行つたが、それは廢田にせられた爲ではなく、民有に解放せられたものと見る可きである。引續き保留せられた屯田は農民小作の營田方式に切換えられた。かくて減少した軍糧田からの軍糧收入は和糴の振興によつて補われたわけである。必要量の軍糧の調達は絶對である。従つて民有に解放せられた田、營田方式に切り換えられた軍糧田も和糴應需の生産を維持振興する爲に荒廢棄耕のことなきよう軍州の嚴重な管理や監視を必要とした筈である。何れにせよ、邊境遐荒の地に五六萬頃の屯田が開拓せられ、それが開元二十五年頃から急速に民有、又は民の小作に解放せられ、然もその生産に對する國家の嚴重な管理乃至監視が必要とせられたことは、屯

軍地域の農業農民關係、特に土地關係を考察する上にその背景として見落してはならぬものである。但し、そうした背景を更に的確に把握しておく爲には和糴の研究が先ず必要となる。よつて更めて和糴を考究し、然る後ち西方出土の田籍文書の考察にまで進んで行きたいつもりである。

註

- (1) 史學雜誌六三篇一號所載、「唐代の屯田と營田」。
- (2) 新唐書卷五三食貨志・屯田の項に同記事あり。
- (3) 六典卷七工部・工部郎中員外郎の項。
- (4) 鎮戍數及びその兵數に就いては故岩佐學士の遺稿集收載の「節度使の起原」による。
- (5) 冊府元龜卷五〇三邦計部・屯田門に同記事あり。
- (6) 資治通鑑卷一九九永徽元年九月の條に同記事あり。
- (7) 舊唐書卷六八張公謹傳に同記事あり。
- (8) 此の切換えに就いては更めて考説する。
- (9) 以下、天寶元年の各軍鎮兵馬數は資治通鑑卷二一五の卷頭、通典卷一七二州郡序目下、舊唐書卷三八地理志・序文等の記載による。
- (10) 新唐書・地理志に記す各州の戸數が天寶元年のものであることは、史林四二卷四號の拙稿「天寶元年の戸口統計の地域的考察」に考説している。
- (11) 著戸の定住歸農に就いては更めて述べる。
- (12) 冊府元龜卷五〇三邦計部・屯田門に同記事あり。

(13) 註1の論文。

(14) 舊唐書卷九三婁師德傳に同記事あり。

(15) 天寶元年の朔方節度使の兵力は靈・夏・豐三州の管内に屯する經略・豐安・定遠の三軍、東中西三受降城、二都護の八軍鎮合計六萬四千七百人と傳えられているが、軍鎮外の兵を加えれば若干これを上廻っていた筈であり、更に睿宗の景雲二年七月には朔方管内のみで十萬の裁兵を行っているから、それ以前の兵力は二十萬近くに達していたのではないかと想われる。

(16) 天寶元年の河西節度使の兵力は赤水以下八軍三守捉を合せて七萬三千人と傳えられているから、此れに軍鎮外の兵を加えて十萬近くであったと解せられる。

(17) 舊唐書卷九七郭元振傳に同記事あり。

(18) 舊傳は冊府元龜の「遂斛至數十錢」とある部分を「一匹絹粟數十斛」と記し、兩者の間に相違がある。

(19) 舊唐書卷一八五宋慶禮傳に同記事あり。

(20) 舊唐書卷八玄宗紀に依れば七月と八月との二回にわたっている。

(21) 註1の論文。

(22) 原文のまま。

(23) 註10の論文参照。

(24) 史淵八七輯所載の拙稿「玄宗の平盧軍鎮度使育成と小高句麗國」。

(25) 兵制・稅財政、特に和籾の面から考察する必要がある。
(26) 前註に同じ。

(27) 唐の厩牧令による。

(28) 天寶元年の軍鎮所屬現役馬大約八萬から逆推した大雑把な推定。

(29) 尤も開元五年の營州の恢復によつてその管内におかれた軍糧田の分は増加していたことになる。然しそうした一部地域の増加は他の全地域に於ける減少を補うには足らなかった筈である。

(30) 團結兵の制度及び兵數に就いては、法制史研究五輯の拙稿「大唐府兵制時代の團結兵に就いて」、史淵六一輯の拙稿「大唐府兵制時代に於ける團結兵の稱呼と普及地域」。

(31) 註9に同じ。

(昭和三十一年稿、三十七年訂)
本稿は「天寶以前の軍糧政策」の一部分をなすもので、「租粟と軍糧」に續く第二に當り、更に第三の和籾に連るものである。